

迷惑行為の

条例改正

平成29年4月1日施行

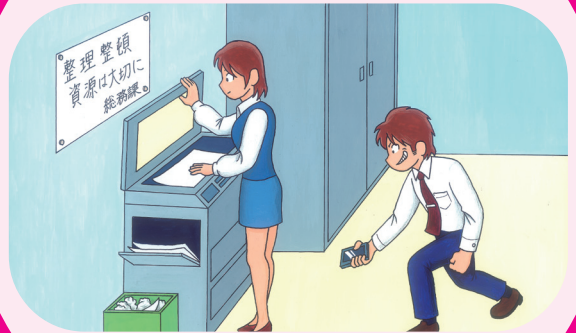
したら
いかんよ!



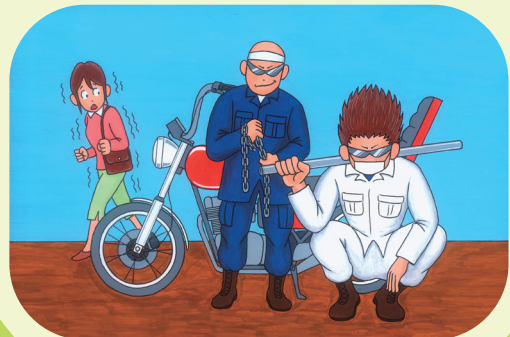
電子メールやLINE等を利用した迷惑行為



会社や学校等での盗撮



不安を覚えさせるような
鉄棒や木刀等の携帯



宮崎県警察本部

※詳しくは警察本部又は最寄りの警察署へ

1 条例改正の目的

県民の更なる安全で平穏な生活を保持するため、卑わいな行為、粗暴行為、つきまとい行為等について、規制を拡充又は追加しました。

2 条例名の変更

公衆のみならず特定の人に対する迷惑行為の規制を強化することとなるため、さらには、県民の皆様にわかりやすい条例名にするために下記のとおり変更しました。

公衆に著しい迷惑を
かける行為の防止に
関する条例



宮崎県迷惑行為防止条例

3 卑わいな行為の規制（第2条）

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（常習違反者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

【現行の規制対象行為を類型別に整理】～第1項関係～

- 公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、人に対し、不安等又は著しい羞恥を覚えさせるような方法で行われる
- ① 痴漢行為《第1号》
- ② その他卑わいな言動《第2号》
が規制されます。

【例えば】

- 衣服等の上から又は直接人の身体に触れる行為《第1号》
- 女性に対する「おっぱい触らせて」「おじちゃんとおエッチしよう」等の言動《第2号》



【のぞき見、盗撮の規制対象場所を拡大】～第2項関係～

- 公共の場所又は公共の乗物その他の公衆の目に触れるような場所において、正当な理由がないのに、第1項の方法で行われる
- ① 人の通常衣服等で隠されている下着又は身体のはのぞき見、写真機等での撮影《第1号》
- ② ①の目的で写真機等を人の身体に向け、又は設置する行為《第2号》
が規制されます。

【例えば】

- 会社の事務所や学校の教室等で女性の下着や身体をはのぞき見、盗撮する行為《第1号》
- 会社の事務所や学校の教室等で女性の下着等を盗撮する目的で、写真機等を女性の身体に向け、又は設置する行為《第2号》

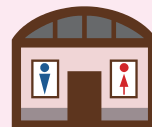


【特定の状態の人に対するのぞき見、盗撮の規制】～第3項関係～

- 正当な理由がないのに、公衆便所、公衆浴場、更衣室等の公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態にいるような場所において、第1項の方法で行われる
- ① 当該状態にある人の姿態をはのぞき見、写真機等で撮影《第1号》
- ② ①の目的で写真機等を人の身体に向け、又は設置する行為《第2号》
が規制されます。

【例えば】

- 公衆便所の個室や洋服店の試着室等におけるのぞき見、盗撮する行為《第1号》
- 女子トイレ内で用を足している女性を盗撮する目的で、携帯電話を向け、又は写真機等を設置する行為《第2号》



以上の改正により、のぞき見、盗撮の規制については、学校の教室、会社の事務所、トイレの個室、更衣室等にも及ぶこととなります。

4 粗暴行為の規制（第3条）

6月以下の懲役、20万円以下の罰金又は拘留（常習違反者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

【規制対象行為の追加】～第2項関係～

- 正当な理由がないのに、公共の場所又は公共の乗物において、既存の法令が適用できないような刃物、鉄棒、木刀等を、人に対し、不安等を覚えさせるような方法で携帯する行為が規制されます。

【例えば】

- 道路で鉄棒や木刀等を人に突き出したり、振り回す行為

【規制対象行為の追加】～第3項関係～

- 正当な理由がないのに、祭礼等の娯楽的催物に際し、人を押しのけ、物を破裂させる等して、その場所の混乱を誘発し、又は助長するような行為が規制されます。

【例えば】

- スポーツ観戦が終わり、下り階段に詰めかけた観客に対し「じゃまだ、どけ」等と怒鳴りながら人を押しつけるなど、人が将棋倒しになりかねないような危険な行為
- 祭礼で混雑する神社で爆竹を投げたりする行為

以上の改正により、銃刀法等に抵触しない刃物等の凶器となる物の携帯が規制対象となるほか、祭り会場等における危険な行為を規制することで、人為的な事故へ発展するおそれのある行為を未然に防止できます。

5 つきまとい行為等の規制（第5条）

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（常習違反者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

【規制対象行為を8類型に整理】～第5条関係～

- 正当な理由がないのに、特定の者に対し、下記のいずれかを執ように又は反復する行為が規制されます。ただし、恋愛感情等を充足する目的でなされた場合には、ストーカー規制法の規制の対象となります。

- ① つきまとい、待ち伏せ、住居等への押しかけ等（1号）
- ② 行動監視の告知等（2号）
- ③ 面会等の義務なき行為の要求（3号）
- ④ 著しく粗野又は乱暴な言動（4号）
- ⑤ 無言電話、拒否後の連続電話及び電気通信（電子メール、SNS等）による連続送信等（5号）
- ⑥ 汚物等の送付等（6号）
- ⑦ 名誉を害する事項の告知等（7号）
- ⑧ 性的羞恥心を害する事項の告知等（8号）

【例えば】

- 帰宅途中にしつこくつきまとうこと（1号）
- 「昨日〇〇にいたね」と告げる行為（2号）
- 「俺に会って土下座して謝れ」と要求する行為（3号）
- 「死んでしまえ」「地獄に落ちろ」などと怒鳴る行為（4号）
- 拒否されているにもかかわらず短時間に何度もメールを送信する行為（5号）
- 動物の死体を自宅の玄関前に置く行為（6号）
- 「おまえの娘は売春婦だ」と申し向ける行為（7号）
- アダルトグッズなどを郵送する行為（8号）



以上の改正により、恋愛感情に基づかない、悪意の感情等でなされる迷惑行為を規制することで、県民の安全確保と不安感の解消について効果が期待されます。

宮崎県迷惑行為防止条例

(目的)

第1条 この条例は、不安、困惑若しくは嫌悪(以下「不安等」という。)又は著しい羞恥を覚えさせることにより人に著しく迷惑をかける行為を防止し、もって県民生活の平穩を保持することを目的とする。

(卑わいな行為の禁止)

第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、興行場その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)又は電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公共の乗物(以下「公の乗物」という。)において、正当な理由がないのに、人に對し、不安等又は著しい羞恥を覚えさせるような方法で次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 衣服その他の身につけるもの(以下「衣服等」という。)の上から又は直接人の身体に触れること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。
- 2 何人も、公共の場所、公共の乗物その他の公衆の目に触れるような場所において、正当な理由がないのに、前項に規定する方法で次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 人の通常衣服等で隠されている下着又は身体をのぞき見し、又は写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器(以下「写真機等」という。)を用いて撮影すること。
 - (2) 前号に掲げる行為をする目的で写真機等を人の身体に向け、又は設置すること。
- 3 何人も、正当な理由がないのに、第1項に規定する方法で次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 公衆便所、公衆浴場、公衆が利用することができる更衣室その他の公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けられない状態であるような場所で当該状態にある人の姿態をのぞき見し、又は写真機等を用いて撮影すること。
 - (2) 前号に掲げる行為をする目的で写真機等を人の身体に向け、又は設置すること。

(粗暴行為の禁止)

第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、多数でうろつき、又はたむろして、人に對し、言い掛かりをつけること、すぐむことその他の不安等を覚えさせるような言動をしてはならない。

- 2 何人も、正当な理由がないのに、公共の場所又は公共の乗物において、刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第22条の規定により携帯を禁止されている刃物を除く。)、鉄棒、木刀その他の人の身体に危害を加えるのに使用することができるものを、人に對し、不安等を覚えさせるような方法で携帯してはならない。
- 3 何人も、正当な理由がないのに、祭礼、興行その他の娯楽的催物に際し、多数の人が集まっている公共の場所において、人を押しのけ、物を投げ、物を破壊させる等により、その場所における混乱を誘発し、又は助長するような行為をしてはならない。

(客引き行為等の禁止)

第4条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 次に掲げる行為について、客引き(ウに掲げる行為に係る利用者に対する勧誘を含む。)をすること。
 - ア 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供
 - イ 歡樂的雰囲気醸し出す方法で異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供
 - ウ 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歡樂的雰囲気醸し出す方法で異性の客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供
 - エ 深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供
 - (2) 前号ア又はイに掲げる行為(同号イに掲げる行為については、当該行為が、人の通常衣服で隠されている下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものを伴う場合に限る。)について、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。
 - (3) 売春類似行為をするため、公衆の目に触れるような方法で、客引きをし、又は客待ちをすること。
 - (4) 次に掲げる行為をする役務に従事するよう勧誘すること。
 - ア 人の性的好奇心をそそる行為
 - イ 歡樂的雰囲気醸し出す方法で異性の客をもてなす行為
 - (5) 第1号、第3号及び前号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服を捕らえること、所持品を取り上げることその他の不安等を覚えさせるような方法により、執ように客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘すること。
- 2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。
- 3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、第1項第1号イ、ウ又はエに掲げる行為(同号イに掲げる行為については、当該行為が、人の通常衣服で隠されている下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものを伴う場合を除く。)について、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して客又は利用者となるよう誘引してはならない。
- 4 警察官は、前項の規定に違反して誘引を行っていると思われる者に対し、当該誘引を行うことをやめるべきことその他の当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 何人も、第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる行為(以下「客引き等」という。)の状況等を勘案してこの項の規定による規制を行う必要性が高いと認められるものとして公安委員会規則で定める地域内の公共の場所において、客引き等を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待つてはならない。
- 6 警察官は、前項の規定に違反して客引き等の相手方となるべき者を待つていてと認められる者に対し、当該客引き等の相手方となるべき者を待つてことをやめるべきことその他の当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(つきまとい行為等の禁止)

第5条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第1項に規定するつきまとい等を除く。)を執ように又は反復してしてはならない。ただし、第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全若しくは住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールその他これに類する電気通信の送信をすること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送り、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送り若しくはその知り得る状態に置くこと。

(罰則)

第6条 第2条又は前条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第7条 第3条の規定に違反した者は、6月以下の懲役、20万円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第8条 第4条第2項の規定に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第9条 第4条第1項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第10条 第4条第4項の規定による警察官の命令に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第11条 第4条第6項の規定による警察官の命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(両罰規定)

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第8条第1項、第9条第1項、第10条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平成21年12月18日条例第54号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平成28年12月14日条例第52号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

●宮崎県警察ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/police/>

宮崎県警察

警察署	電話番号
宮崎北	0985-27-0110
宮崎南	0985-50-0110
日南	0987-22-0110
串間	0987-72-0110
都城	0986-24-0110
小林	0984-23-0110
えびの	0984-33-0110
高岡	0985-82-4110
西都	0983-43-0110
高鍋	0983-22-0110
日向	0982-53-0110
延岡	0982-22-0110
高千穂	0982-72-0110
警察本部	0985-31-0110

